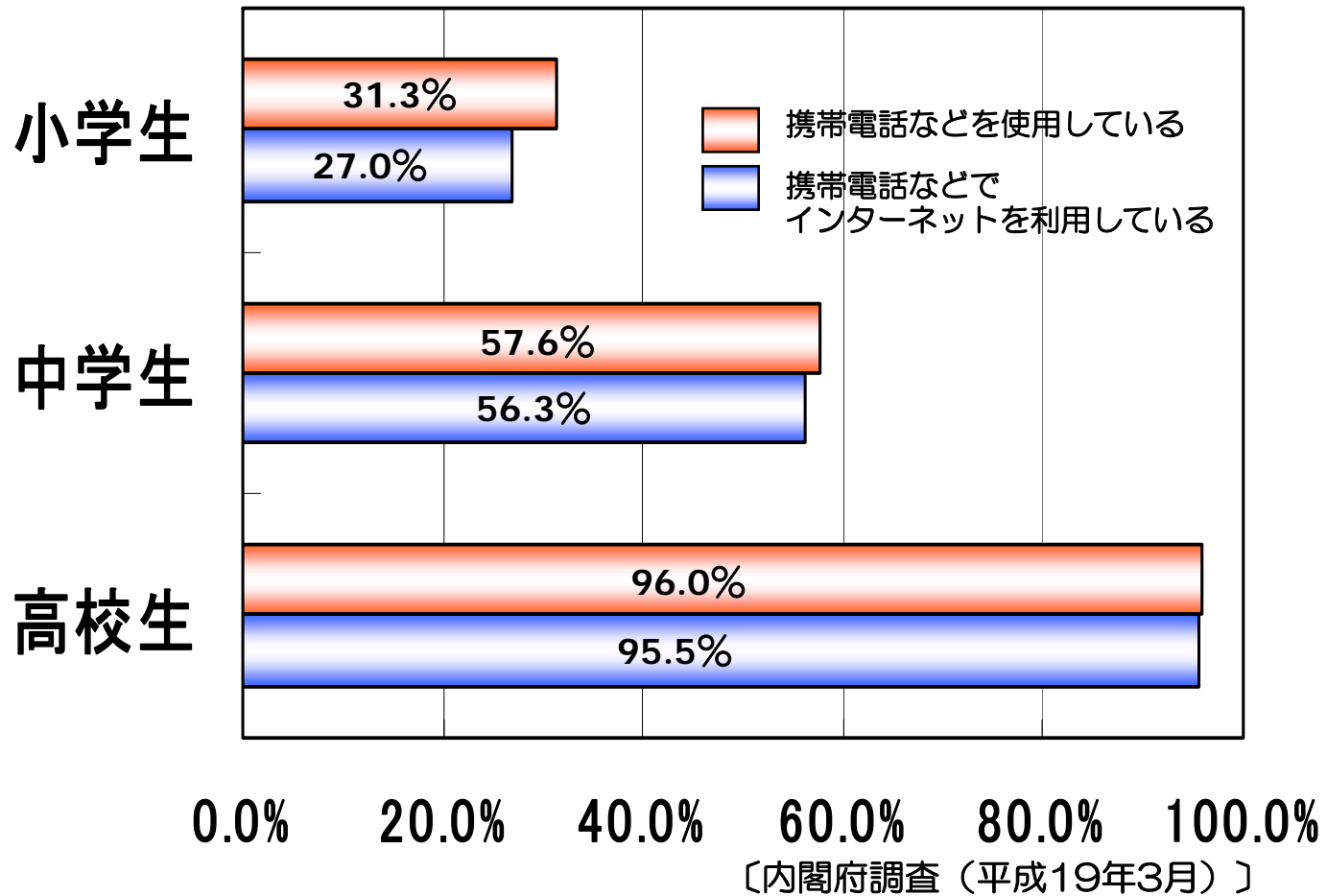


# 子どものインターネットにはフィルタリングを！ ～青少年インターネット環境整備法の施行に向けて～

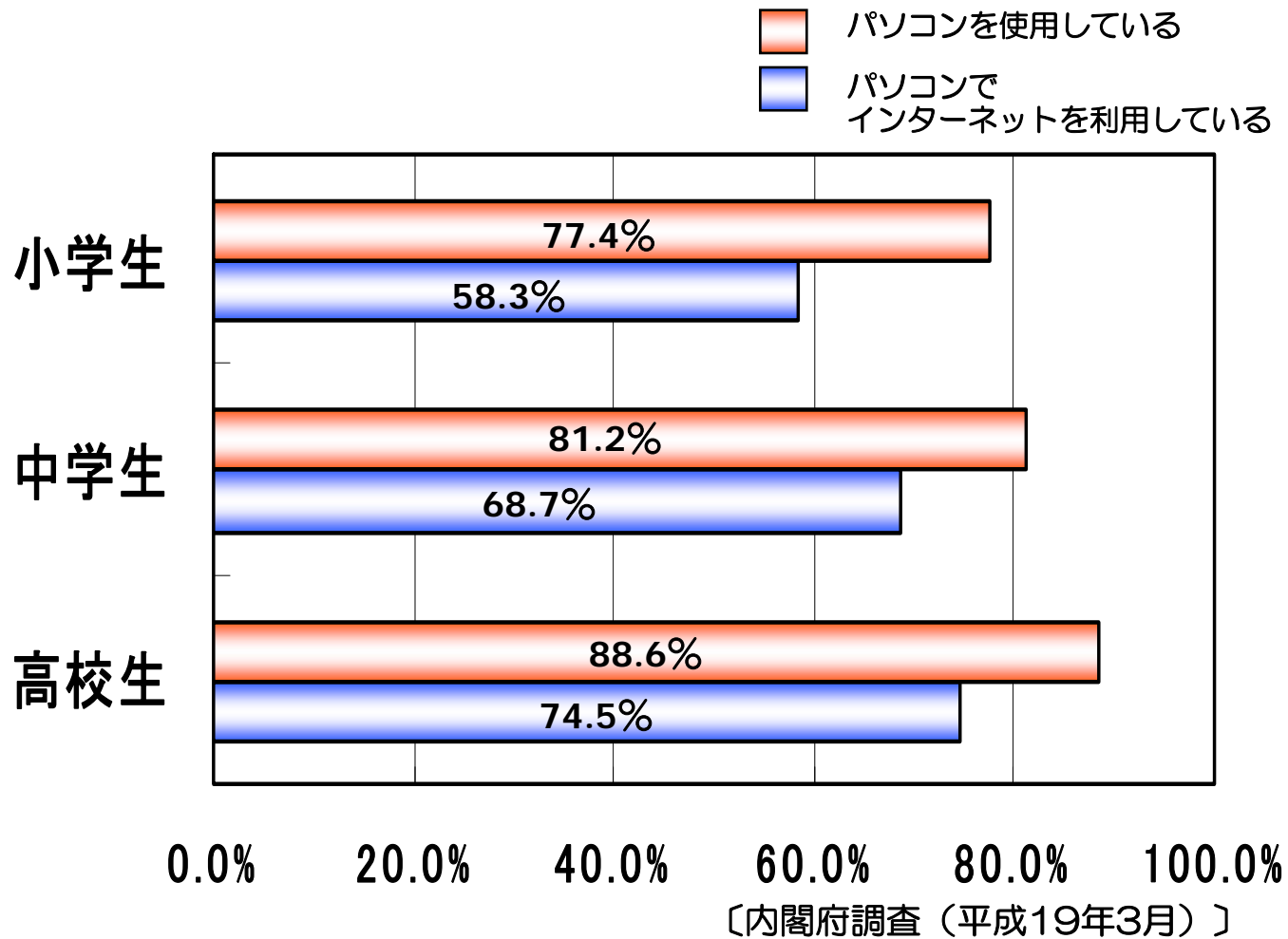
平成 2 1 年 2 月 1 8 日  
内 閣 府  
政策統括官（共生社会政策担当）付  
青少年インターネット環境整備準備室

平成21年2月18日に香川県において開催された「保護者と先生のケータイ研修会」における講演資料。  
保護者の方等に対する各種講演等において適宜ご活用下さい。

## 子どもの携帯電話使用状況などについて



# 子どものパソコン使用状況などについて



## 出会い系サイトの事件状況

- 出会い系サイトに関係した事件の  
検挙件数は、**1,753件**
- 被害者1,297人のうち、  
**18歳未満の児童が1,100人（84.8%）**
- 被害児童の出会い系サイトへの  
アクセス手段は、  
**96.5%が携帯電話からのアクセス**

※平成19年における状況（警察庁調べ）

# ケータイ事件簿

## ■ 男子中学生重体：プロフの掲示板に中傷書きこみ 2008年4月

男子中学生(14)が少年(17)に金属バットで殴られ重体。男子中学生が**プロフに少年と同じ暴走族の格好をした自分の写真を載せたことをきっかけに**、掲示板に「中3のガキに馬鹿にされた」などと約10人が20回以上にわたり、双方の中傷を繰り返し書きこんでいた。

## ■ 女子中学生刺される: プロフに個人情報 2008年5月

女子中学生(15)が自分の**プロフに顔写真や住所を掲載していた**。そのページに男性(36)が「今日なにしてた?」「なに食べた?」といったたわいもないやりとりを書きこみ、男性は一方的に好意を募らせていった。ところが、返信がなくなり拒絶されたと感じて、帰宅前に待ち伏せして刺した。

## ■ 男子高校生死亡：自分のプロフに中傷書きこみ 2008年7月

男子高校生(15)が元同級生の少年(15)に暴行を受け死亡。男子高校生が**プロフに「ギターをやる奴にろくな奴はいない」などと書いたこと**で少年は腹をたてた。

※ちょっと待って、ケータイ(ネット安全安心全国推進会議)

## I 青少年インターネット環境整備法の概要

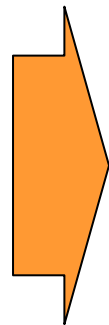
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立（平成20年6月）
- 平成21年4月1日から施行
- 基本理念
  1. 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる
  2. フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
  3. 民間の関係者の自主的・主体的な取組を政府が支援する



## Ⅱ 青少年インターネット環境整備法の概要

政  
府

支  
援



民間

携帯電話会社  
プロバイダ  
パソコンメーカー等

フィルタリング  
提供等の義務



フィルタリング開  
発・提供事業者



開発の  
努力義務

サーバー管理者

有害情報閲覧  
防止努力義務



その他関係者

啓発等努力義務



青  
少  
年

## Ⅲ 青少年インターネット環境整備法の概要

### ■ 事業者等の義務

事業者には、フィルタリング提供などが義務づけられます

1. 青少年の携帯電話などによるインターネット接続については、保護者からの申出が無い限りフィルタリングが提供される。また、保護者が契約して、青少年に使用させる場合には、携帯電話事業者にその旨を申告する義務がある（同法第17条）
2. 家庭などからのインターネット接続については、原則として利用者からの求めに応じフィルタリングが提供（紹介）される（同法第18条）
3. パーソナルコンピュータなどのインターネット接続機器については、原則としてフィルタリングソフトウェアがインストールされるなどのフィルタリングの利用を容易にする措置が講じられて販売される（同法第19条）



## IV 青少年インターネット環境整備法の概要

### ■ 保護者の責務

保護者については、青少年のインターネット利用に際して、以下のような責務が課されます（同法第6条）

1. インターネット上には有害情報が多く流通し、**売春、犯罪の被害、いじめ等の様々な問題が生じている**ことに留意する
2. 青少年の発達段階に応じて、インターネットの利用の状況を把握するとともに、**フィルタリングの利用**その他の方法によりその利用を適切に管理する
3. 青少年のインターネットを**適切に活用する能力の習得**を促す

## フィルタリングの閲覧制限の方法

### ホワイトリスト方式

一定の基準を満たした  
サイトのみアクセス可能で、  
それ以外のサイトへの  
アクセスを制限

#### 一定の掲載基準を 満たしたサイト

- ・ ニュース
- ・ 天気予報
- ・ 乗換え案内・・・など

### ブラックリスト方式

特定のカテゴリー  
(出会い系、ギャンブル等)  
に属するサイトへの  
アクセスを制限

#### 特定のカテゴリーに 属するサイト

- ・ アダルト
- ・ 出会い
- ・ ギャンブルサイト・・・など

## 子どもを有害情報から守るため、 家庭と事業者とでスクラムを！

### ■保護者がしなければならないこと…

保護者は、18歳未満の子どものためにケータイを購入し、使用させる場合には、「子どもがケータイを使用する」旨を、事業者に申し出なければなりません。

### ■事業者がしなければならないこと…

事業者は、18歳未満の子どもがケータイでインターネットを利用する場合には、**フィルタリング**を提供しなければなりません。

インターネットの利用に関する判断基準は子どもの成長にともなって変わっていきます。保護者は**インターネット上には有害情報が氾濫**していることを知り、子どものインターネットの**利用のルール**を決めて、**しっかりと見守る**ことが大切です。